



Title	事務管理法の機能・位置付けの研究：日中裁判例の比較類型的考察 [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	李, 光照
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第15704号
Issue Date	2024-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/91979
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Li_Guangzhao_review.pdf (審査の要旨)



[Instructions for use](#)

学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称：博士（法学）

氏名：李 光照

審査担当者	主査	特任教授	吉田 邦彦
	副査	教授	林 誠司
	副査	准教授	林 耕平

学位論文題名

事務管理法の機能・位置付けの研究——日中裁判例の比較類型的考察

本論文は、日中の事務管理法の機能がかなり異なるのではないかという基本的な問題意識（中国法では、救助行為の事案が少ないのに対して、地震多発国の日本で同様の事務管理の事案が多いと思いきや、そうになっていない。どうしてなのかという素朴な疑問である）から、この法分野における比較法的な両国の法状況を位置づけて（すなわち、中国法の場合には、旧ソ連民法に由来する社会主義法の系譜、日本におけるボアソナード民法に由来する西欧法的系譜がある）、その裁判例における機能を実証的に明らかにした上で（学校設例的な事務管理の具体例としての救助行為・隣家補修などが語られることは両国とも同様ののだが、その裁判例における発現状況がかなり異なる）、両国法の相違からの問題提起、今後の方途・課題、さらにその民法理論的考察を行おうとするものである。

本稿はまず、日本の事務管理法の従来状況の（系譜的）考察の作業（第一章）を試みる。旧民法および現行民法の立法過程により、立法者の立場を明らかにし（旧民法財産篇361条～363条では、不当利得法から未分離の状況だったことも指摘され、それが現行民法706条～711条（その後、697条～701条）になる）、他方で学説的にはJ・コーラー以来「人類扶助機能」は説かれるのだが、実際の運用が実務に委ねられることになった。またここで、先行学説のサーベイも行っており、代表は(a)類型化（四宮教授）だが、それ以前の(b)一般的な根拠論（鳩山博士など）、(c)不当利得との比較考察（磯村博士）、(d)代理との関係での考察（板橋教授・谷口博士等）、(e)交通事故事例での考察（倉田裁判官ら）、(f)公的負担論の強調（廣中博士）、(g)ドイツ事務管理法・ドイツ裁判例の考察（副田・平田教授）、(h)親族扶助・共有物管理・行政補助との関係での考察（一木・吉永・藤原各教授ら）などと、雑然とした状況で、いずれも一面的であることが示される。

そこで、日本法考察の柱となる「具体的な裁判例の網羅的分析」に移り、各類型の特徴などが検討される（第二章）。そこから得られたのは、第1に、他人の義務の履行事案（それはさらに、（1）金銭債務の弁済、（2）扶養義務者の義務履行、（3）不法行為加害者の損害賠償義務の履行、（4）公法上の義務履行に関する諸事例に分かたれる）、第2に、保存行為・改良行為・処分行為の事案、第3に、共有物の管理に関する事案（それは（1）相続財産の管理、（2）建物の管理行為に関する諸事例に分けられる）であり、詳細に網羅分析がなされる。そして第4に、救済行為は、講学上は代表例として必ず触れられるが、事案は日本では皆無であることが示される（関連して、人命救助に関する公的補償立法として、「警察官の職務に協力したものの災害給付法」（昭和27年法律245号）などに触れる）。事務管理と隣接制度（不当利得・不法行為・契約）とを検討も行うが（第三章）、これらにおいては、渾然一体としており、日本の事務管理

法の実態として、授権補完機能・填補機能・親族扶助機能を指摘する。

次の柱は、中国法考察であるが、中国の事務管理法の沿革（第四章）から見ると、中国の伝統的な文化の影響および社会主義法系（とくに、1940年代のソ連の司法実務を受けた1964年ソ連民法472条、チェコ民法419条）の影響を受け、独自色がある（例えば、事務管理による債権・債務は本質的に法が奨励する行為であると明言すること、賠償ではなくて被救助者による補償という言葉を使用することなど）。上記のごとく、中国事務管理法（とくに1986年民法通則93条、109条、中国最高人民法院・民通意見142条、人身損賠司法解釈15条。2009年侵權責任法23条、2020年民法典121条、183/184条、事務管理として979～984条）についての裁判例のかなり網羅的な考察を行う（第五章）。そこから得られた事例群は、日本法と同様に、第1に、他人の事務の履行（それは（1）他人の金銭債務の弁済、（2）扶養義務の履行、（3）公法上の義務履行に関する事例に分かれる）、第2に、保存・改良行為に関する事例（その中に、マンションに関する管理行為事例も目立つ）があり、他方で、日本では皆無の第3類型として、救済行為（緊急救助）事例が相当数見られることが示される。

その上で、日中裁判例の相違が検討されて（第6章・7章）、最も重要な相違が「救済行為型」における日中の歴然とした分岐であり、この点は、日本法における社会保障法の充実を考慮しても、無視できないとする（中国における見義勇為補償立法などは、日本法は未開拓領域である）。すなわち、中国で救助行為の事案が少なくないが、日本で救助行為の事案がほとんどない（他方で、日本で膨大に見られる「利益調整型」事案は、比較法的にはあまり異論がないもので、中国法もこの点で同様である）。この相違について、論者は最後に、民法理論的な法系譜的考察を行っている。すなわち、日本法は法原理的に、西欧諸国と同様に、市場主義・利己主義の偏重の傾向があり、それに対し、社会主義国家として、中国では公益が重視され、「好意」「無償行為」「利他主義」などが重視され、本領域はそれが浮き出る興味深い領域で、隣接的に、不作為の不法行為、安全配慮義務などで、欧米法とは異なる展開が期待できると結んでいる。

* * *

本論文は、日中事務管理法の相違という問題意識に支えられ、日中事務管理法の実像について膨大な裁判例の分析を通じて、その全貌を明らかにしたのが、最大の功績であり、日中両国の誰もが行わなかったことである。恰も星野英一博士の時効（と登記）に関する実証的・網羅的な判例研究を想起させるが、事務管理法においては、李論文により、事案類型的な実態把握が初めて可能となり、その日中比較が初めて実証的・帰納的（機能的）に示されたのである。

考察手法は地味であるが、丹念であり、その労力は相当なものであったろうし、「愚直にならないとできない」ことである（渡辺淳一「愚直の一念」同・公園通りの午後（角川文庫）（1981）25頁以下参照）。しかし、そうした研究ゆえに、日中の相違が初めて実証されたのであり、本研究で先ず挙げられるべきオリジナリティであろう。

そのみならず、川島法学の影響力の大きさゆえからなのか、従来光が当てられず周縁化されてきた「事務管理法」には、実態と講学との乖離があり、のみならず、そこに批判法学上の日本法学の問題も現れており、中国法からの新たな示唆は、日本法の今後の新たな批判的展開をもたらすとの重大な水脈も掘り当てられている。

他方で、本稿には、従来の学説の分析の更なる考察、諸外国法の更なる考察、法原理的にも、無償原理・利他原理の民法法理への更なる展開の追求などという諸課題はあり、さらにまた、本論文独自のこととして、方法論的詰め（機能的考察・利益分析を打ち出そうとしつつ、従来の議論の影響から概念論議も混在する）、事案類型の立て方の体系的詰め（不当利得・不法行為・契約法との体系的叙述）の必要性も残されている。しかしながら、上記の如く地味ではあるけれども、大きな功績があるゆえに、博士号賦与に値すると、審査員一致で判断した。